



## 埼玉県職員措置請求書

平成 25 年度から平成 28 年度の埼玉県政務活動費  
及び費用弁償に関する住民監査請求書

埼玉県監査委員 殿

平成 30 年 3 月 27 日

### 第 1 請求の要旨

#### 1 請求の対象者

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 2 請求の趣旨

埼玉県知事上田清司は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基き、埼玉県政務活動費の交付に関する条例を定め、埼玉県議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として埼玉県議会各会派に対し、会派の請求により政務活動費を交付している。

また、埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に第 4 条で県議会議員が職務のため旅行したとき及び県議会の招集に応じ旅行したとき、または閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従い、次の区分により定額で、その費用を弁償する。と定め、これに準じて県議会の議員に対し費用弁償を交付している。

このうち『埼玉県自由民主党議員団』会派の一部議員及び平成 25 年度途中で会派に合流した『秩父彩政会』の議員が平成 25～28 年度の政務活動費の支出に関し、「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」（以下条例という）〔平成 25 年 3 月 1 日公布〕及び「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」〔同〕のほか、条例第 10 条によって委任されている議長が定めた「政務活動費の運用指針」〔平成 25 年 3 月制定〕を逸脱し、または関係法令や判例に照らし明らかに違法、不適切な公金の支出が見受けられた。

また、費用弁償に関しては条例第 4 条第 2 項の費用弁償を受けながら、政務活動費でさいたま市に事務所を置き宿泊して定例会等に出席し、条例最大の費用弁償を受け取っている議員がいることが判明した。

このような状況は埼玉県知事上田清司が政務活動費及び費用弁償を交付し、

議会からの報告を受けながら長年適切な監査を怠ったり放置してきたことが原因で発生したものである。

以上により指摘する下記事項につき、当該会派及び議員に対し違法・不適切に支出した政務活動費の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

尚、今回の請求は違法・不適切な支出に関し監査を怠った事実により議員の不当利得について返還を請求するものであり、地方自治法第242条第2項は適用されない。また今回の請求は議員の一部に過ぎず、引き続き調査完了次第さらに追加の監査請求を行う。

#### 記

埼玉県知事 上田清司は埼玉県自由民主党議員団に所属する小林哲也議長、鈴木弘元議長、岩崎宏元副議長、秩父彩政会から合流した新井豪議員に対し平成25年度から28年度まで同会派に支給した政務活動費の内、違法不適切に支出した平成25年度から28年度分の違法に支出した次の金額を県に返還させよ。

《政務活動費》

- |   |       |                     |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 小林 哲也 | 議長につき               |
|   | 25年度  | 3,019,105円          |
|   | 26年度  | 2,411,763円          |
|   | 27年度  | 2,267,791円          |
|   | 28年度  | 2,080,949円          |
|   | 計     | 9,779,608円          |
| 2 | 鈴木 弘  | 元議長につき              |
|   | 25年度  | 3,794,126円          |
|   | 26年度  | 2,995,676円          |
|   | 27年度  | 3,044,734円          |
|   | 28年度  | 3,494,442円          |
|   | 計     | 13,328,978円         |
| 3 | 岩崎 宏  | 元副議長につき             |
|   | 25年度  | 3,490,125円          |
|   | 26年度  | 3,567,975円          |
|   | 27年度  | 3,632,652円          |
|   | 28年度  | 3,594,127円          |
|   | 計     | 14,284,879円         |
| 4 | 新井 豪  | 議員につき（費用弁償を含む）      |
|   | 25年度  | 4,219,557円（秩父彩政会含む） |

26年度	5, 332, 915円
27年度	4, 775, 359円
28年度	4, 921, 959円
計	19, 249, 790円

以上、埼玉県知事上田清司は埼玉県自由民主党議員団、秩父彩政会及び新井豪議員に対し、交付した政務活動費、費用弁償は明らかに不当利得であるので下記金額を請求せよ。

合計 56, 643, 255円

## 第2 請求の理由

### 1 小林哲也議長に対する請求の理由

小林は自己の所有する埼玉県熊谷市籠原南2-18の政務事務所で就業させることを条件に臨時職員を雇用し、虚偽と思料される勤務実績表を作成し、平成25年度から28年度まで計9, 779, 608円を政務活動費の人件費、事務費、交通費等を充当し支払った。

請求人の調査によると、小林の事務所は平成28年8月頃からテナントである美容室に賃貸し、政務事務所は存在していない。近隣の聞き込みを行ったところ、テナントに賃貸する以前も事務所に事務員が常駐していることはなかったとの回答を得ている。

この事実を確認するため光熱費の調査を行ったが、熊谷市の上下水道料金の領収書を精査したところ、2ヶ月間で使用水量が0 m<sup>3</sup>、1 m<sup>3</sup>と事務員が常駐していたとは考えられず、臨時職員の雇用は虚偽であったことが判明した。

また、小林議長の自宅を訪問したところ自宅敷地に事務所らしきものがあり、事務所には職員の姿がなく留守を守っていた母親に質問したところ、事務所は平成28年4月ごろ引越したとの回答があった。(事実証明1、録音記録)

小林議長の広報紙「Tetsuya News July 2016. vol. 26」では最下段に小林てつや県政調査事務所として住所は熊谷市三ヶ尻2708と電話番号048-530-1211は小さく、FAX番号がは048-532-3177と大きく表示している。これは、常時職員が待機している状態ではないことを表している。(事実証明書2、小林議長の広報誌)

これにより、4年間に支出した事務費264, 171円を含め違法な支出であったといわざるを得ない。

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、議員が定例会

等に出席した場合費用弁償を支給する規定があり、費用弁償の交付は平均年間70～80日間であり、年間に換算すると約20～25%に相当する。

議員はこの期間、費用弁償を交付されているため政務活動費での交通費の充当は認められない。当然、政務活動費を充当しているリース車の使用もこの期間は制限されることになる。

このことからすると、政務活動費で自動車のリースが許されるのは年間の75%であり、また、他の政治活動や私的活動にも使用されることを鑑みれば、その按分は50%未満が相当である。小林が車両のリース代を政務活動費で90%充当したことは明らかに不当利得に当たり、40%相当は返還されなければならない。当然、ガソリン代もこれに該当し、按分は50%としなければならない。40%は返還されなければならない。

以上により、違法な支出に当たる頭書の金額の返還請求を求めべきである。

## 2、鈴木弘元議長に対する請求の理由

鈴木は自己所有の敷地内の建物を同居の親族に譲渡し、これを政務事務所として使用しているとして4年間で13、328、978円を政務活動費で充当してきた。

しかし、この4年間の電気代の使用料は10kwhから14kwhで、これは小型冷蔵庫またはシャワートイレの消費電力に相当するに過ぎない。

常勤の臨時職員が2～3名雇用の支払領収書が添付され政務活動費が充当されているが雇用契約書の添付もなく、勤務実態表さえ提出されていない。

電話代についても、FAX専用の請求は毎回ほぼ同額であり、固定電話は議員名簿の自宅の電話番号と広報記載の政務事務所の電話番号が一致することから、自宅兼用であることが認められる。(事実証明書3、議員名簿 事実証明書4、鈴木議員が発行した広報紙)

以上により、事務所には臨時職員の勤務実態はなかったことが証明される。

また、事務所の所有者が同居の親族であることや職員の常駐しない政務事務所の事務所費の充当は認められない。

以上により人件費、事務所費、事務費等、13、328、978円は鈴木が違法に詐取したと思料され、頭書の金額の返還請求をすべきである。

## 3、岩崎宏元議長・議会選出監査委員について

岩崎は親族が経営する(株)岩崎工務店と建物賃貸借契約を締結し、鉄骨2階建の内2階1号室を政務事務所と後援会活動用事務所として契約している。

しかし、この事務所を数回訪問したが、これまで一度も職員が在所してい

なかったばかりでなく、政務事務所としての看板等の表示もなかった。

平成29年11月30日、岩崎に事前に面会を求め、同所を訪問したところ、これまで表示がなかった看板が1階事務所に固定されないまま立てかけてあった。

事務所の賃貸契約は2階の1号室となっており、請求人が訪問するという連絡があって急遽表示したものと思料される。(事実証明書5、政務事務所看板写真)

当日約60分の面談の結果、事務所には職員の常勤がなく、選挙区内の自宅勤務として必要があるときに代理出席等を依頼していると岩崎自身から回答があったので、職員との面談を依頼したが現在もその機会が設けられていない。

このように事務所には全く出勤せず、自宅勤務とするもその勤務実態が確認できない職員に対し、政務活動費を充当し定額で報酬を支払うことは許されない。

また、常勤職員がいない上に、今回の返還請求を求めている電話代はその番号が自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所と共用していることから事務所費の充当は認められない。(事実証明書6、議員名簿事実証明書7、岩崎工務店電話番号 事実証明書8、岩崎ファームホームページ事実証明書9、岩崎宏後援会ホームページ)

さらに岩崎自身は西秩父商工会会長も務め、現在は埼玉県監査委員会の議会選出監査委員も務めており、政務活動費でリース料の充当を75%としているが、50%以上の充当は認められない。

ガソリン代の充当についても勤務実態の証明がされないまま職員用としての充当は認められず、除外すべきであり政務活動費における按分率は50%充当とすべきであり、勤務実態の確認されない人件費や事務所費は、按分にかかわらず充当することはできないことから、頭書の金額の返還を求めるべきである。

#### 4、新井豪議員について

新井は25年に初当選して以来、さいたま市にマンションを賃借し、政務事務所を開設した。

しかし、政務活動運用指針で定める事務所として認めているのは看板の表示が義務付けられているが、浦和事務所とされるマンションのポストは新井という表示のみであり、部屋にある表示も新井事務所とあるだけであった。

政務事務所は県民が県議に対し要望、相談が必要な場合にいつでも訪問できることが前提であり、その所在地や電話、FAX等が誰にでも周知されなけ

ればならないが、新井は自分の名刺やホームページ、広報等には全く政務事務所の所在や電話等の表記がなく、県議会の議員名簿にもその所在が掲載されていない。(事実証明書10、議員名簿 事実証明書11、政務活動費で発行した広報誌の写し 事実証明書12、新井豪議員のホームページの写し)

また、浦和事務所にかかる電話代が計上されていないことから、電話やFAXの利用がないと認められ、賃貸契約も居住用となっていることから宿泊のために借り上げたものである。(事実証明書13、賃貸契約書)

これは、政務活動費充当の基本的な要件を欠くばかりでなく、添付している事務費の証拠書類から推認すると、浦和事務所の電気代、ガス代、上下水道代の支払状況は他の議員が事務所として使用した際の経費額と比較すると、シャワー等が使用されたと思料されるガス代及び水道代が計上され、定例会等出席には浦和事務所に宿泊し、住所地秩父からの距離で費用弁償を詐取していると認められ、支払った費用弁償も全額返還を求めるべきである。(事実証明書14、新井豪議員年度別費用弁償一覧・議会事務局提供)

また、人件費の支出においても勤務実態が認められる文書の添付もなく、定額で支出されていることから、政務活動費充当の妥当性がなく、支払が証明がなされない限り、平成25年度から28年度までの政務活動費の充当額である19,249,790円全額の返還請求を行うべきである。

これらの支出は法令や条例に違反する違法な支出であり、地方自治法第242条第2項の規定は適用されず複数年度の請求であっても監査請求の対象になる。

以上により、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を講ずることを請求する。

平成30年3月27日

請求人 狭山市民オンブズマン

代表幹事

自営業

〒350-1305 埼玉県狭山市入間川 3161-48

TEL 04-2935-4532 FAX 04-2999-5256